給与支払報告書（個人別明細書）の記入例および留意事項

必ずここが⑧になっているものを使用してください。
今年度から様式が変更されています。

【記入例】

⑧ 給与支払報告書（個人別明細書）

※		種別	※整理番号	※
※				

支払を受ける者	※区分		(受給者番号)
	住所	① 令和8年1月1日現在の住所を記入 ※番地、アパート名、部屋番号まで正確に記入してください。	(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
			(役職名)
			氏名 (フリガナ) ｻﾊﾞｴ ﾀﾛｳ 鯖江　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
② 給料・賞与	内 円	③ 円	円	内 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等			配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）										16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）			非居住者である親族の数
		老人		特定		老人			その他		※特親				特別		その他	
有	従有		円	人	従人	内	人	従人	人	従人	人	従人		人	内	人	人	人
○						1	1		4		1			5				1

※ 特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
円	内 円	円	円	円

④ (摘要)

⑤													
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円			
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)	円					
	住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円					

⑥ (源泉・特別)控除対象配偶者					⑦			
(フリガナ)	ｻﾊﾞｴ ﾊﾅﾐ	区分		配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
氏名	鯖江　花見					基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3								

⑧ 控除対象扶養親族等

| | | | | | | | | | | | | |

【留意事項】

①従業員の方の住所・氏名・フリガナ・個人番号を必ず記入してください。

②配偶者控除額または配偶者特別控除額を記入してください。

③控除対象扶養親族等がいる場合は、人数を必ず記入してください。
※「特親」（特定親族）が新設されました。該当者がいる場合は人数を記載してください。（新規項目です。従来と記載箇所がズレていますので、ご注意ください。）また、特定親族特別控除の額を記載してください。

④摘要欄について
・令和８年度個人住民税を特別徴収できない場合は、切替理由の符号（普Ａ～普Ｇ）を必ず記入してください。 ※符号の記載がない場合、原則特別徴収対象者となります。
・前職分を含む場合は、支払額・社会保険料額・源泉税額・支払者・退職年月日の記入が必要です。
・同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）を有する場合は、氏名および同一生計配偶者であることを記入してください。（例：鯖江 花子（同配））
・５人目以降の扶養親族に関しては摘要欄に氏名・続柄を記入してください。
・租税条約の届出を提出している場合は、摘要欄に「租税条約該当」と記入してください。

⑤生命保険料控除がある場合は、支払金額を必ず記入してください。また、住宅ローン控除がある場合は、居住開始年月日などを記入してください。記入がない場合、正しく控除が適用されませんのでご注意ください。

⑥控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・フリガナ・個人番号を必ず記入してください。

⑦基礎控除の額を記入してください。（年末調整をした受給者のみ）

⑧扶養控除の対象となる扶養親族、特定親族および１６歳未満の扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号を必ず記入してください。また、扶養親族が国外居住者の場合は、区分の欄に〇をつけてください。

⑨途中就職・退職された方についても支払額があれば、就職または退職に〇をつけてその日付を記入してください。

⑩従業員の方の生年月日を必ず記入してください。（和暦で記入してください。）

⑪給与支払者の「個人番号または法人番号」・住所・名称を必ず記入してください。

※給与支払報告書の作成に際しては、国税庁や税務署が配布している『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』『年末調整のしかた』なども参考にしながら、記載漏れ等がないようご注意ください。
※給与支払報告書の提出の後に退職等の異動があり、令和８年度個人住民税を特別徴収できなくなった方については、至急「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。提出がない場合、特別徴収扱いとなりますのでご注意ください。